

IFRS任意適用要件を緩和する連結財務諸表の改正案、公表—金融庁

去る8月26日、金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表した。

今回の改正案は、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が6月20日に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」において、IFRS任意適用要件の緩和の方針が示されたことを受けたもの。

IFRS任意適用要件の緩和

現在定められている、IFRSの任意適用が可能な会社(特定会社)の要件のうち、上場企業および国際的な財務活動・事業活動の要件を撤廃することとされている。つまり、「IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備」の要件を満たせば、IFRSを任意適用することが可能となる。

その結果、金融庁資料によると、任意適用が可能な企業数は、現在の約600社から4,000社超へと大幅に増加することとなる。

四半期連結財務諸表の作成を可能とすることとされている。

開示府令の改正

前記の改正を踏まえ、四半期報告書・半期報告書に中間・四半期連結財務諸表の適正性を確保する取組に関する記載が行えるよう、「記載上の注意」を改正することとされている。

コメント期限・適用時期

改正案へのコメント提出期限は2013年9月25日までとなっており、公布の日から施行する予定とされている。

会計

概念FWの「認識の中止」の定義について検討—ASBJ、ASAF対応専門委

去る8月26日、企業会計基準委員会は第3回ASAF対応専門委員会を開催した。

前回に引き続き、IASBが公表したディスカッションペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」以下、「本DPP」というの中身の検討が行われた。

資産と負債の定義を補助するための追加的ガイダンス(セクシオン3)

本DPPでは、負債の定義を補助するために、「現在の義務」の意味について、ガイダンスを示すべきとしている。

現在の義務について、現在3つの見解がある。

見解1：現在の義務は、過去の事象から生じたものでなければならず、厳格に無条件のものでなければならぬ。

見解2：現在の義務は、過去の事象から生じたものでなければならず、実質的に無条件のものでなければならぬ。

見解3：現在の義務は過去の事象から生じたものでなければならず、企業の将来の行動を条件とするものであってもよい。

財務省法人企業統計調査

この調査は、統計法に基づく幹幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成25年9月2日に発表した平成25年4～6月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,859社 (19,139社)
回答率 72.1% (72.0%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業では減収、非製造業では増収
売上高は、311兆6,656億円、前年同期(313兆3,008億円)を1兆6,352億円下回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は△0.5%(前期△5.8%)となりました。

業種別にみると、製造業では、輸送用機械などで増収となったものの、食品、生産用機械、情報通信機械などで減収となったことから、製造業全体では△3.9%(同△6.6%)となりました。一方、非製造業では、運輸業、郵便業、情報通信業、建設業などで減収となったものの、卸売業、小売業、サービス業、不動産業などで増収となったことから、非製造業全体では1.0%(同△5.4%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△0.8%(同△1.2%)、1億円～10億円の階層は△4.8%(同△2.8%)、1,000万円～1億円の階層は1.7%(同△11.8%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増益
経常利益は、15兆6,790億円、前年同期(12兆6,461億円)を3兆3,229億円上回り、増加率は24.0%(前期6.0%)となりました。

業種別にみると、製造業では、生産用機械、食品で減益となったものの、輸送用機械、情報通信機械、鉄鋼などで増益となったことから、製造業全体では51.5%(同28.3%)となりました。一方、非製造業では、情報通信業、建設業などで減益となったものの、卸売業、小売業、サービス業などで増益となったことから、非製造業全体では11.3%(同△3.2%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は49.7%(同15.4%)、1億円～10億円の階層は1.8%(同10.1%)、1,000万円～1億円の階層は△12.5%(同△6.1%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業では減少、非製造業では増加
設備投資額は、8兆3,106億円、増加率は0.0%(前期△3.9%)となりました。業種別にみると、製造業では、輸送用機械、石油・石炭などで増加したものの、情報通信機械、金属製品、食品などで減少したことから、製造業全体では△9.1%(同△8.3%)となりました。一方、非製造業では、サービス業、情報通信業などで減少したものの、建設業、不動産業、卸売業、小売業などで増加したことから、非製造業全体では5.6%(同△1.5%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は△1.1%(同△4.9%)、1億円～10億円の階層は△2.4%(同△1.4%)、1,000万円～1億円の階層は4.0%(同△2.7%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は6,774億円、増加率は△13.5%(同9.7%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は7兆6,332億円、増加率は1.4%(同△5.2%)となりました。

区分	24-4-6	7-9	10-12	25-1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業	△1.0	△4.4	△6.8	△5.8	3,116,656	△0.5
製造業	5.0	△5.6	△7.0	△6.6	922,310	△3.9
非製造業	△3.4	△3.8	△6.7	△5.4	2,194,346	1.0
経常利益					(実額)	
全産業	11.5	6.3	7.9	6.0	156,790	24.0
製造業	2.7	△2.1	21.4	28.3	60,369	51.5
非製造業	16.0	10.2	2.0	△3.2	96,421	11.3
設備投資					(実額)	
全産業	7.7	2.2	△8.7	△3.9	83,106	0.0
製造業	(6.6)	(2.4)	(△7.2)	(△5.2)	(76,332)	(1.4)
非製造業	14.7	0.5	△9.6	△8.3	28,521	△9.1
	(13.9)	(0.1)	(△9.3)	(△10.3)	(26,232)	(△9.1)
非製造業	3.9	3.3	△8.2	△1.5	54,585	5.6
	(2.4)	(3.9)	(△6.0)	(△2.4)	(50,100)	(8.0)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためは、調査票の早期回収が不可欠です。調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成25年7～9月期の調査票の提出期限は平成25年11月10日、結果の公表は平成25年12月2日の予定です。

IASBは、見解1を暫定的に棄却し、見解2と見解3のいずれを予備的見解とするかについてはまだ合意に至っていない。

専門委員からは、「見解2・3は曖昧であるため、比較可能性の問題が出るのでは」との意見があった。

認識の中止(セクション4)

現行の概念フレームワークでは定義がされていない「認識の中止」について、本DPPでは、次の2つのアプローチがあることを示している。

支配アプローチ：認識の中止とは、単純に認識のミライイメー

会計

IFRSのハンドブック作業、始まる

IASB、エンドースメント作業部会
去る8月27日、企業会計基準委員会が第1回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

議論の進め方

「エンドースメントされたIFRS」を開発するにあたっては、IASBが設定した個々の会計基準等を、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。

ジである。したがって、認識の規準を満たさなくなった場合に、企業は資産または負債の認識の中止を行う。

リスク・経済価値アプローチ：企業は、資産または負債から創出されるリスクと経済価値の大部分に晒されなくなるまで、資産または負債の認識を継続すべきである。

専門委員からは、「きちんと認識の中止を定義することには意味がある」、「財務諸表ユーザーとしては、リスク・経済価値アプローチがよい」との意見があった。

これらの判断をするために、まずは、IFRSと日本基準を比較することにより、「検討が必要な項目の候補」を抽出することが考えられるという方向性が示された。

IFRSの個別基準を検討する際の判断基準としては、次の3点を勘案すべきとしている。

- ① 会計基準に係る基本的な考え方
- ② 実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない等)

仕事の場合が海外になっている人の数が増えている。毎年、10月1日時点での海外在留邦人の数が外務省から公表されている。2011年の長期滞在在者数は78万2,650人(外務省領事局「海外在留邦人数調査統計」平成24年速報)で、前年よりも約2万3千人増加した。長期滞在在者とは3カ月以上の滞在在者、現地で永住権を持っていない人を指す。将来の母国帰還が想定されている人の数だ。10年前と比較すると約1.5倍。閉塞感が強い日本社会から、海外に明日の活路を求める企業が増加を牽引している。わが国は、この増加を続けることができるのだろうか。

海外で事業展開を行っている企業数は増加の一途を辿っている。同じ調査で、日本人が外国で創業したり、合弁会社や駐在員事務所の数も含めれば、広義の海外日系企業数は約6万2千社。5年で倍増している。日本の企業経営者は、海外での事業拡大に積極的だ。

母国通貨の経済圏を離れて仕事をこなすためには、その業務への習熟と、一緒に働く人との対話能力が求められる。こうした能力は、学歴との相関関係が高い。文部科学省がまとめている留学生統計の原典となっているOEC D資料(Education at a Glance 2013)によれば、世界的傾向として学歴が高ければ失業率が低く、所得は高いと分析されている。教育の価値は高いと考えるのが世界の潮流だ。

海外長期滞在在者で最大の構成比を占めている民間企業部門は、2011年に4%(8,894人)増加させた。一般に、実務を行う長期滞在在者が新卒社員であるとは考えにくい。1990年代の末から2000年代の初頭にかけて、法人の留学や研究での、学習を目的とする長期滞在在者数は



増加を続けていた。2005年以降は減少を続けている。民間企業が、海外への派遣要員を確保できているのはこの時代に知見を積み重ねた人材を確保できているからだと考えられる。

この想定が正しいとすれば、人材逼迫問題が目前に迫っている。5年以上も前から、留学生数が減少に転じているからだ(文部科学省「日本人の海外留学状況」2013年2月)。正確に言えば、外務省の統計には「留学生・研究者・教師」

の男女別調査がある。これによれば、全体数の減少原因は男子の減少に起因している。男子のピークは2006年の5万9,804人だった。足元では1,225人減少している。同じ期間に女子は1,495人増加した。この世界では女性が優位に立っている。

海外であれ国内であれ、職業で大事なものは専門職能の発揮。留学が専門性を高めるわけでもない。ただ、留学体験は多様な考え方のなかでの自らの立ち位置をはっきりさせやすくする。人間の心の幅を広げることが多い。

今春から大学生になった学生のうち、海外留学意向がない人の割合は38.6%で、留学意向を抱いている学生の割合よりも5.2ポイント高いという(リクルート進学総研調べ)。男女別では女子のほうが留学に意欲的だとも。この種のデータは、意欲的な女子に比して男子は…と分析されがちだ。裏返せば、女子の将来出口が狭いことに由来する消極的選択の結果だろう。この点では、閉塞的社会的

一面を示しているに過ぎない。日本の社会は、自国民子弟の競争力向上が必要だ。そのためには、教育現場で教員と学生の半分を友好国からの招待留学生へ開放して留学効果の強制適用を図るべきではないかとも思える。

(神保敏明)

③ 周辺制度の関連(各種業規制など)に関連して適用が困難または多大なコストを要するところがないか等

第1回の今回は次のような議論が行われた。

IAS16号「有形固定資産」

・減価償却方法
(事務局による整理)

IASBの教育文書の公表により、定率法と定額法の採用に優先順位はないことは確認されたが、依然として実務上の償却方法の決定について実務上の困難さがある。

(委員の意見)

償却方法の決定に関して、日本の会計慣行がIFRSでもそのまま適用する。

・耐用年数

(事務局による整理)

IFRSでは、経済的耐用年数によることとされているが、わが国においては税法耐用年数の使用が多くみられる。

(委員の意見)

わが国において、税法耐用年数と経済的耐用年数が実務上同じ場合が多いから、そうなるに過ぎない。

IAS36号「資産の減損」

・固定資産の減損の戻入れ
(事務局による整理)

会計基準に係る基本的な考え方として、IFRSと日本基準

には、次の違いがあるとされる。IFRSでは、減損の戻入れは、資産または資産グループの将来の便益の可能性についてより有用な情報を利用者に提供するため、減損の戻入れにより、当期以降の減価償却費が適正になる。

一方で、日本基準では、減損は費用配分の一環と考えられており、配分された費用は、その後に戻されることはない。

(委員の意見)

日本基準が戻入れを認めない

実務対応報告18号の改正案、検討大詰め—ASBJ

会計

去る8月28日、企業会計基準委員会は第271回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IFRSのエンドースメント

手続

第1回IFRSのエンドースメントに関する作業部会の検討状況について報告がなされ、審議が行われた。

今般示されたIFRSのエンドースメント手続に関する計画では、概念フレームワークは対象に含めないこととする一方、「必要に応じて、適用を容易にする観点で、ガイダンスや教育文書等を作成することが考えられる」とされている。

のは、あくまで実務上の煩雑さの問題なので、むしろ実務上の困難さの観点から検討して欲しい。

今後の予定

- (第2回) 従業員給付、引当金他、表示他
- (第3回) 連結、企業結合他、解釈指針、財務諸表注記
- (第4回) 金融商品他、初度適用、財務諸表注記

会、第50回実務対応専門委員会
の審議、および事務局での検討
を経た文案が示され、審議が行
われた。

「少数株主損益の会計処理」
を削除することが提案されてい
る。これは、企業結合(ステップ2)
において、IFRS・米国会計基
準と同様の取扱いとする提案が
なされているためである。

(1) 脚注1

実務対応報告18号の脚注1に
ついて、適用範囲(明らかに合
理的でない)と認められる場合に
限定されるか否かの明確化を
求める意見が、専門委員会にお
いて多く聞かれていた。そのた
め、事務局で再検討され、「明ら
かに合理的でない」と認められる
場合に限定される」旨の表現の
修正が提案されている。

(2) 少数株主損益の会計処理

なお、今回修正項目として「資
本性金融商品のOCIオフショ
ンに関するノンリサイクリング処
理」、「金融負債の公正価値オフ
ションにおけるノンリサイクリ
ング処理」を追加するにあわせ、
現在修正項目として挙げられて

(3) 今後の予定

基本的な検討は終わっている
ため、時期が来れば速やかに公
開草案を公表したいとの考えが
示されている。ただし、(2)との
関係から、企業結合(ステップ
2)の最終基準化後に公表議決
される予定。

専門委員会での議論、終了

会計

ASBJ、リース会計専門委

去る9月2日、企業会計基準
委員会は第62回リース会計専門
委員会を開催した。

今回は、前回までの議論と8
月20日に募集が締め切られた市
場関係者の意見を踏まえて、I
ASB・FASB改訂公開草案
「リース」に対するコメント文案

が引き続き、議論された。
主な検討事項は次のとおり。

全般的なコメント

IASB・FASBに提出する
コメントレターの冒頭に「全般的
なコメント」が設けられているが、
前回までの議論等を踏まえ、た
えば、貸手の会計処理におい

て使用権モデルを否定する立場を明確に示すなど、次のような修正文案が提示された。

全般的なコメント

1 我々は、現行基準を見直し、リースに関する財務情報を改善するという両審議会の本プロジェクトの目的を引き続き支持する。しかしながら、我々は提案内容について、以下のような点については懸念をもっている。

(a) リースの識別…リース構成部分とサブリース構成部分を含む契約において、一部又は全部の観察可能な価格が入手できない場合(第23項(b)又は(c))に、借手が常に一体としてリースとして取り扱うことは適切ではない(パラグラフ9からパラグラフ10参照)。

(b) 借手の会計処理…借手が使用権モデルを適用して関連する資産及び負債を認識すべき取引の範囲について、追加的な検討が必要である(パラグラフ15からパラグラフ22参照)。

(c) 貸手の会計処理…貸手のリースの分類においては、貸手の残存資産のリスク便益への関与度が考慮されるべきであり、提案内容に同意しない(パラグラフ30からパラグラフ37参照)。

(以下、略)

その他

今回のコメント文案には市場関係者の意見が盛り込まれた。また、借手の会計処理に関する財務諸表作成者の詳細な意見が(付録)として追加された。

*

なお、今回で I A S B ・ F A

法務

平成24年金融商法等改正に係る政令等、公布へ

—金融庁

去る8月30日、金融庁は「平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表した(改正政令・内閣府令は9月4日に公布され、9月6日から施行される予定)。

主な改正内容は次のとおり。

金融商品取引法施行令の改正

発行者以外の者が行う公開買付けおよびこれに準ずる買集め行為に関し、インサイダー取引規制が解除される公表措置として、「公開買付者等である」「上場会社」が、取引所に通知することによる公表、「公開買付者等である」「上場会社以外の者」が、被買付企業または上場親会社に對し、取引所への通知を要請し、当該被買付企業または当該親会社が、当該要請に基づき取引所

S B 改訂公開草案「リース」に対するコメントの方向性および文案の専門委員会での審議は終了した。コメント文案の最終化に向けて、次回(9月9日)の企業会計基準委員会で審議が行われる予定である。

に通知することによる公表」が追加されている。

各内閣府令の改正

内閣府令について、主に次のような改正が行われている。

- (1) 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
 - ① 課徴金の対象の追加・拡大に伴う改正
 - ② 課徴金に係る調査権限への出頭命令の追加に伴う改正
- (2) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
 - ① 純粋持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等
 - ② 企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正

経理用語の豆知識

年金資産に対する監査手続

日本公認会計士協会より監査・保証実務委員会研究報告26号「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」が公表されたが、それによると、①年金資産に対する監査手続および②年金資産の内訳開示に係る監査手続が示されている。年金資産については、その実在性と評価の妥当性が主なアサーションとされており、監査人は、企業の年金資産に対するリスク評価プロセスを把握・理解し、運用商品・対象の特徴や運用リスクの所在および実施されているリスク評価のプロセスも踏まえてリスク評価手続を実施することとされている。そのうえで運用評価手続を実施し、重要な年金資産残高等に対して確認、分析的な手続、個別テスト等の実証手続を行うこととされている。年金資産の主な内訳は、その種類別に内訳開示を行うとされているが、監査人は年金資産の内訳開示に関する方針に係る方針および内部統制を理解し、確認によるリスク対応手続を行うことが有用であるとされている。

連結財務諸表における特別目的会社の取扱い

企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」が改正され、資産流動化法上の特別目的会社については、「一定の要件を満たす特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した企業は当該特別目的会社を子会社に該当しないものと推定する」という取扱いから、当該出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業に限定することとされた。その設定当初に比べて特別目的会社を利用した取引が拡大し、複雑・多様化していることから、所定の見直しを行っている。具体的には、「特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業が目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。」とされている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年8月26日	内閣府令第54号 企業内容等の開示に関する内閣府令及び 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	主にわが国における株券の所有者数が少数となった 外国会社の有価証券報告書提出義務の免除、売出し に係る発行者関係者の範囲の調整等につき、改正が 行われたもの。	—
2013年8月26日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 に関する規則等の一部を改正する内閣府 令(案)」等の公表について	金融庁	IFRSの任意適用が可能な会社(特定会社)の要件を 緩和するため、所要の改正を行うもの。コメント期限 は2013年9月25日まで。	2013年 9月20日号 ニュース記事

金融

消費税率引上げのための集中 点検会合の真の狙い

内閣府による「今後の経済財政
政策動向等」についての集中点検会
合が、8月26日から5日間、
60名の有識者・専門家を招いて
開催された。

昨年8月に決めた、現行5%
の消費税率を、2014年4月
に8%、2015年10月に10%
へ引き上げる法律のなかで、い
わゆる「景気条項」として、事前
に経済状況を勘案して引上げを
停止する選択肢も規定されてい
る。今回の会合もその判断材料
を集めるためのもの。ただ、有
識者・専門家の意見を求めるの
はわかるが、どうして60人も必
要なのだろうか。日銀に高圧的
な態度を取って、専門家のなか
でも一部の意見に過ぎなかつ
た、前例のない金融緩和策を断
行した安倍首相の行動とは思え
ない慎重さだ。

税率引上げ賛成派は市場の反
応、特に海外からの反応を気に
し、反対派は1997年の橋本
政権下の3%から5%への税率
引上げと今後の景気低迷を引
合ひに出して、景気への悪影響
を指摘する。そもそも経済政策
の決定は、多くの意見を聞けば
聞くほど正しい判断に近づく

という性格のものではない。今回
も、安倍首相自身の答えは持つ
ているはずだ。仮にそうでなけ
れば、政策責任者として失格で
ある。まして、60人もの意見を
精査して税率引上げの可否を判
断することはあり得ない。

本来、具体的な引上げシナリ
オを法律のなかで謳っている以
上、予定どおり引き上げること
は簡単なはずだ。むしろ、昨年
決めた税率引上げを先延ばしす

日米の新たな問題をどう評価するか

証券

安倍政権は8月末に消費税
引上げの実施について、集中点検
会合なるものを開いた。有識者
60人に引上げ実施の意見、賛否
を聞くものだが、免罪符作りが
みえみえで、政権の自信のなさ
を物語るものにはかと思えなかつ
た。幸いにも識者の大多数が引
上げ実施に賛成で政権の面子は
保たれた。

また、最新の法人企業統計で
設備投資実績が増加と出た結
果、4-6月期GDPの改定値
は上方修正されることが確実と
なった。年率3%を超える成長

る意図があつて、その合理的な
理由が欲しい、といったところ
だろうか。

そうすると、安倍政権の経済
政策に当初から大きな影響力を
持っている浜田宏一内閣官房参
事、「2014年から毎年1%
ずつ引上げ」が注目される。し
かし、何よりも重要なことは、
消費税の税率は直接税や地方税
なども含めた税体系のなかで考
えるべきで、景気循環や、まし
て時の政権の政治的都合で変更
するのは望ましくないというこ
とだ。安倍首相が、そこまで考
慮して判断しようとしていると
したら賞賛に値するのだが。

率になれば、首相は堂々と消費
税率引上げを予定どおりに行う
と決定することができると。決
められる政治を実証したとして、
株価にもプラスの影響を与えよ
う。

一方、福島第二原発の汚染水流
出が国際問題となつてきており、
諸外国の批判が強まっている。こ
こにきて、首相はその対策に政
府が前面に出ることを宣言し
た。これからは首相の責任が直
接、問われることになったわけ
で、大きなリスクを取ることにな
った。安倍首相が難問をうまく裁

けるかどうか、注目を怠れない。
8月中旬以降、世界同時株安
同時調整の震源地になっていたア
メリカは、長期化しているQE3
縮小時期の問題に加え、シリア
情勢の緊迫化が重なった。内戦
に揺れるシリア政府が国際法違
反の化学兵器を使用して多数の
国民を殺傷したとして、シリア
に対して懲罰的な武力行使を行
うか否かという問題が浮上して
きたのである。

もし、武力行使となれば世界
の市場にマイナスの影響を及ぼす
ことは確実であるが、アメリ
カが同志と頼むイギリスが早々
と共同行動から脱落し、最高責
任者のオバマ大統領も態度決定
を議会に委ねる姿勢をみせてお
り、今後の展開の予想が極めて
難しくなつてきている。

当面の焦点は引き続きQE3
縮小の問題である。最近、アメ
リカではQE1、QE2廃止の時
の株価下落の経験から、今回も
株価への影響を大きくみる予想
が強まっている感じがする。しか
し、この問題では8月が調整期
間となつたはずであり、仮に縮
小が9月実施となつたとしてもサ
プライズではなく、長期金利が
予想外の上昇といったことになら
ない限り、株価暴落といった事態
は避けられよう。日米を先頭に
株価は秋相場を期待できるとい
う見通しは変わらない。